

石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく原油等の輸入通関の際における取扱いについて

平成 23 年 12 月 27 日財関第 1440 号

標記のことについて、別添のとおり、経済産業省資源エネルギー庁長官から依頼があったので、平成 24 年 1 月 1 日からは、これにより実施されたい。

この通達の実施に伴い「石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく原油等の輸入通関の際における取扱いについて」(平成 14 年 3 月 26 日財関第 233 号)は、平成 23 年 12 月 31 日をもって廃止する。

別添

経済産業省

平成 23・12・20 資庁第 1 号

平成 23 年 12 月 22 日

財務省関税局長殿

経済産業省資源エネルギー庁長官

原油等の輸入通関上の取扱いについて

石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和 50 年法律第 96 号。以下「新備蓄法」という。)に規定する原油、揮発油、灯油、軽油及び重油の輸入の際の取扱いを下記のとおり定め、平成 24 年 1 月 1 日から実施することとしたので、御協力方お願いします。

記

1. 目的

従来より、石油の輸入業を行う者に対して、我が国における重要な石油の一次供給者であることから、石油備蓄法に基づき一定量の石油の保有を義務付けてきた。

近年、石油の輸入業を行う者の中で石油備蓄義務を履行しない者が増加し石油備蓄制度に支障を来すおそれが生じてきたため、石油の輸入業を行おうとする者に対して備蓄義務を適正に履行できるか否かを事前に審査することが有効かつ必要との判断から、平成 14 年 1 月 1 日より石油備蓄法が改正され、新備蓄法に基づき石油の輸入業を行う者はあらかじめ経済産業大臣の登録を受けることが必要となった。

この通達は、こうした状況の中、関税法第 70 条の規定に基づき石油の輸入申告の際に新備蓄法に基づく登録を受けていることを確認することにより、石油輸入業を行う者に係る登録制度の実効性を高め、もって石油備蓄制度的確な実施を確保することを目的とする。

2. 対象となる原油、揮発油、灯油、軽油及び重油

新備蓄法の対象となる原油、揮発油、灯油、軽油及び重油の分類は、当面、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表により、次のような分類をもって当てはめる。

イ 原油

関税定率法別表第 2709.00 号に該当するもの。

ロ 揮発油

関税定率法別表第 2707.50 号に該当するものであって、温度 15 度において 0.8017 を越えない比重を有するもの（揮発油税法（昭和 32 年法符第 55 号）第 2 条第 1 項に規定する揮発油に該当するもの）及び関税定率法別表第 2710.12 号 1 C 及び 2710.20 号 1 C に該当するもの。

ハ 灯油

関税定率法別表第 2710.12 号 1 B、第 2710.19 号 1 B 及び第 2710.20 号 1 B に該当するもの。

ニ 軽油

関税定率法別表第 2710.12 号 1、第 2710.19 号 1 及び第 2710.20 号 1 に該当するもの。

ホ 重油

関税定率法別表第 2710.12 号 2、第 2710.19 号 1、第 2710.19 号 1（流動パラフィンを除く。）、第 2710.19 号 1、第 2710.19 号 2（グリースを除く。）、第 2710.20 号 1、第 2710.20 号 1（流動パラフィンを除く。）、第 2710.20 号 1、第 2710.20 号 2（グリースを除く。）、第 2710.91 号及び第 2710.99 号に該当するもの。

3. 税関への確認依頼事項

新備蓄法に係る原油、揮発油、灯油、軽油及び重油の輸入を行う者が輸入申告を行う際に、新備蓄法第 13 条に基づく登録を受けた者には、別添の「石油輸入業者登録通知書」を交付し、その写しを税関に提出させるので、当該書面をもって関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたいこと。

4. その他

上記に基づく実際の取扱いに当たり疑義が生じた場合には、その都度、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課に照会願いたい。

(別添)

経 済 産 業 省

番 号

石油輸入業者登録通知書

氏名又は名称及び
法人にあっては、その代表者の氏名
住 所

上記の者について、下記により石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 15 条第 1 項の登録をしたので、同条第 2 項に基づき通知する。

年 月 日
経済産業大臣名

記

1. 登録年月日 年 月 日
2. 登録番号 - ○
3. 特記事項